

2009年度検定小学校教科書における道徳教材

広瀬 信

2009年度検定小学校教科書における道徳教材

広瀬 信

Moral Educational Materials in Primar School Textbooks Authorized by Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology in 2009

Shin HIROSE

キーワード：小学校教科書 道徳教育

Keywords：primary school textbooks, moral education

はじめに

2008年版小学校学習指導要領は、全教科・全活動の「指導計画の作成と内容の取り扱い」に、「第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、〇〇科（〇〇活動）の特質に応じて適切な指導をすること」という指示を書き込んだ。これは、2006年に全面改定された新教育基本法が、第2条で、「教育は……次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする」として、議論をよんだ愛国心条項（「我が国と郷土を愛する」）や「伝統と文化」、「公共の精神」など、5号からなる多数の教育目標（徳目）を定め、さらに第6条で、「法律に定める学校」では「教育の目標が達成されるよう……体系的な教育が組織的に行われなければならない」と定めて、その教育活動を第2条の目標でしぼったこと、これを受けて2007年に改定された学校教育法第21条で、教育基本法第5条に新たに規定された義務教育の目的の具体化として、10号からなる義務教育の目標を法定し、義務教育は、これらの「目標を達成するよう行われるものとする」と、法定目標によるしぼりをかけたこと、2008年版小学校学習指導要領が、「これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする」（総則）として、学習指導要領に掲げる目標が、達成目標であることを明確にしたことの延長線に位置づく、国家主義的道徳教育の強化のための措置である。全教科の中で道徳教育の指導を義務づけるというこの手法は、戦前の国家主義的天皇主義的道徳教育の「聖典」とされた教育勅語の発布（1890年）を受けて、小学校現場に国家主義的天皇主義的道徳教育を徹底させるため、1891年の小学校教則大綱に「徳性ノ涵養ハ教育上最モ意ヲ用フヘキナリ故ニ何レノ教科目ニ於テモ道徳教育国民教育ニ関連スル事項ハ殊ニ留意シテ教授センコトヲ要ス」（第1条）と定めたことに倣ったものである。

2008年2月15日に改訂案が公表されて以降、3月28日告示に至る小・中学校学習指導要領の制定過程で異様な

政治的圧力が加えられたことも指摘しておかなければならない。2008年3月28日付の北日本新聞が「不透明な“土壇場”修正」と報じたように、特定の「政治勢力の介入」によって、2月15日公表の改訂案の「総則」の道徳教育の目標の部分に「我が国と郷土を愛し」の文言が加えられ、小学校音楽で君が代を「歌えるよう」指導すると特記されるなど、愛国心教育をより強化する内容に修正された。記事にはないが、学習指導要領に掲げる目標が達成目標であることを明確にした、「これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする」（総則）の部分も修正された部分である。介入したのは「日本会議」で、副会長（小田村四郎元拓殖大学総長）が、「教基法改正に当たり問題となった『愛国心』とは、帰するところ命を棄てて国を守るといふ国民精神に他ならない」（『日本の息吹』2007年1月号）と公然と主張している団体である。

日本会議機関誌『日本の息吹』2008年3月号によれば、日本会議国会議員懇談会（平沼赳夫会長）の教育刷新委員会（衛藤晟一会長、赤池誠章事務局長）が文科省に、「新教育基本法、学校教育法に定められた教育の目標に基づき、学習指導要領に児童生徒が必ず身につけるべき達成目標としての性格を持たせること」、学習指導要領の改訂は「新教育基本法、学校教育法の教育目標に定められた愛国心や公共の精神、規範意識、宗教に関する一般的な教養などの理念に基づいた改訂とすること」などと申し入れたこと、会員に、2月15日公表の改訂案に対するパブリックコメントとして、文科省に「意見をどしどし送らしましょう」と呼びかけたこと、そして、上記の「不透明な“土壇場”修正」が、日本会議事務局が作成した「学習指導要領改訂にあたり16項目の改善点を提案する」¹⁾（児童生徒が必ず身につけるべき達成目標としての性格をもたせること／全ての学校段階の、全ての教科、道徳、特別活動において「愛国心」を養成することを目標とすべきである／心から国歌を斉唱できるようになることを目標とすべきである）に見事に沿ったものであることを確認できる。2008年版の小・

中学校学習指導要領は、このように右翼的な政治勢力の圧力による修正を経たものとなったのである。

2008年2月、教科用図書検定調査審議会で、教科書検定手続きの改訂の検討が開始され、同年12月に「教科書の改善について——教科書の質・量両面での充実と教科書検定手続きの透明化——（報告）」が出されている。同報告は、「教育基本法や学校教育法の改正で明確に示された教育の理念や目標を達成し、新学習指導要領の総則に示された教育課程編成の一般方針や各教科の目標・内容等を適切に反映した教科書が提供されることが必要である」として、それに沿った義務教育諸学校教科用図書検定基準の見直しを提言するとともに、そのことを教科書発行者に徹底するために、「教科書発行者は、今後の教科書の著作・編集に当たり、教育基本法や学校教育法の改正で明確に示された教育の理念や目標、新しい学習指導要領に示された各教科の目標、内容等を正確に理解することが求められる。また、学習指導要領の記述の意味や解釈などの詳細を説明した『解説』についても十分に理解し、これを活用して、教科書記述に反映していくことが求められる。」とした。

この報告に沿って改訂された義務教育諸学校教科用図書検定基準は、「基本的条件」として、「教育基本法及び学校教育法との関係」（教育基本法第1条の教育目的及び同法第2条に掲げる教育の目標に一致していること。また、同法第5条第2項の義務教育の目的及び学校教育法第21条に掲げる義務教育の目標並びに同法に定める各学校の目的及び教育の目標に一致していること。）、「学習指導要領との関係」（①学習指導要領の総則に示す教育の方針や各教科の目標に一致していること。②小学校又は中学校学習指導要領に示す目標に従い、その内容及び内容の取り扱いに示す事項を不足なく取り上げていること。③学習指導要領に示す目標、内容、内容の取り扱いに照らして不必要なものは取り上げていないこと。）を上げ、厳重にしほりをかけた。

さらにこれを徹底するための措置として、2009年4月1日、教科用図書検定規則実施細則を改訂し、検定申請の際の添付資料として、「編修趣意書」、「学習指導要領との対照表」等を定め、「編修趣意書」では、「編修の基本方針」欄に、教育基本法第2条に示す目標を達成するために編修の基本方針とした点を、「対照表」欄に、教育基本法第2条の第1号から第5号までの各号毎に、その目標を達成するために編修上特に意を用いた点や特色、並びにそれに対応する箇所及び行を、「上記の記載事項以外に特に意を用いた点や特色」欄に、教育基本法第5条に示す義務教育の目的や学校教育法第21条に示す義務教育の目標などを達成するため、編修上特に意を用いた点や特色を、また、「学習指導要領との対照表」には、学習指導要領の内容および内容の取り扱いとの対照について、該当頁及び行を記入させることにした。教育基本法、学校教育法、学習指導要領に定める「道徳心」、

「公共の精神」、「伝統と文化」、「我が国と郷土を愛する」（愛国心）などの国定の徳目をすべての教科書に盛り込ませるため、国家権力が教科書発行者をがんじがらめにしほりつける措置である。

本稿は、このようにして作成され、2009年度の教科書検定に合格した小学校教科書における道徳の扱いがどのようなものとなっているのかを、当該項目が学習指導要領でどのように位置づけられ、「内容の取り扱い」でどのように規制されているのかについても必要に応じてふれながら、調査・分析することを目的とする。その際、①上からの国家主義的道徳教育の押しつけによって教科書がどのようにゆがめられているのかと合わせて、②これらの教科書を使って、民主的道徳教育の立場から教科書における道徳教育をどのように進めればいいのか、その可能性と留意点について、生き方に関わる様々な内容を視野に入れて検討したい。

調査・分析の対象にしたのは2009年度教科書検定に合格したすべての（信濃教育会出版部の理科、生活は除く）小学校教科書の見本本（国語5社、書写6社、社会5社、地図2社、算数6社、理科5社、生活7社、音楽3社、図画工作3社、家庭2社、保健5社）で、富山市教育センターで閲覧した。各教科書発行会社が道徳教育を意識した箇所を知るために、各社のホームページに掲載されている内容解説資料（「検討の観点と特色」等）を参照した。なお、それ以前の教科書と対照するために富山市教育センターで閲覧できた2003年度教科書検定合格本は1教科当たり2、3社に止まった。

1. 国語

国語は、東京書籍（東書）、学校図書（学図）、三省堂、教育出版（教出）、光村図書（光村）の5社である。

道徳教育に関わる学習指導要領の改訂点として、①言語活動の重視、②伝統的な言語文化に関する指導の重視を挙げることができる。

伝統的な言語文化に関する事項（第1学年及び第2学年）では、日本会議などの右派勢力の圧力で、2月公表案の「昔話や伝説など」から、「昔話や神話・伝承など」に修正させられている。「我が国の建国や神話については、社会科にとどまらず国語教育でも取り扱い、建国の由来や神話について我が国の古典を用いて教えるようにすべきである。」（日本会議事務局作成「16項目の改善点」より）という圧力に屈したのである。その結果、「いなばの白うさぎ、やまたのおろち、海さち山さちの紹介」（東書）、「いなばのしろうさぎ」（三省堂、教出、光村）、「ヤマタノオロチ」（学図）などの神話に基づく物語が導入されている。今後、建国神話などにエスカレートさせられていかないか警戒が必要である。

「言語活動の重視」の方は、国語における道徳教育の可能性を広げているように思われる。以下、6項目に分けて、

国語における道徳教育の可能性と留意点を見ていく。

(1) 交流活動

「話すこと・聞くこと」の低学年では、「きのうこんなことがあったよ」(三省堂1上)、「わたしのたからもの」(光村1上)、「とくいなこと」(東書2上)、「いちりん車にのれるようになった」(教出2上)、「おてつだいでいるよ」(学図2上)など、友達に伝えたいことを話し、質問してもらう交流活動が取り上げられている。このような活動が自然な形で行われるならば、クラスの子どもたちが相互理解を深めることを通じて、共感能力など、道徳性の基礎を養うことができる。

「書くこと」でも、「たのしかったことやみつけたことをかいて、ともしやせんせいにつたえましょう」(三省堂1上)、「できるようになったよ」(東書2上)、「友だちのよいところをしょうかいするぶんしょうを書き、みんなで読んで、感想を伝え合う」(光村2下)など、書いて、読み合うことで交流を深める活動が取り上げられている。

4年生では、「二十才のわたしへ」(十年後の自分を想像して、手紙を書き、読み合い、交流する)(三省堂4)、「十さいの思い出」と「二十さいのわたしへ」の文章を書き、読み合う(東書4下)、6年生では、「今、わたしは、ぼくは」(十二さいの思いをスピーチで伝えましょう)(例:「将来の夢—看護師」)(光村6)などがある。

みんなに伝えたいことを書いた生活作文として、新しい仕事に挑戦し、やりおえた達成感を書いた「うわばきあらい」(教出1上)、父とぼくといもうとでおふろに入った時のことを書いた「いもうととおふろに入った」(教出1下)、妹が生まれたこと(おかあさんのおなかをさわった、赤ちゃんが動いた、病院で出産後赤ちゃんに直面した)ことを書いた「家族がふえた」(教出3下)、学級レクリエーションの話し合いで心が動いたこと(手術をしたばかりの子のことを考えて、「みんなで楽しめる遊びにしない」と言った提案がやっと理解されて、外と中に分かれて遊ぶことになった)を書いた「伝わった気持ち」(教出4下)などもある。1年間をふりかえって強く心にのこっていることを詩に書く「みんなの思い出」(家族愛をテーマにした「たからもの」がよい)(三省堂2)などもある。

(2) マナー・ソーシャルスキル学習

1年生のあいさつや5年生の敬語などに加え、相手を不愉快にさせない話し方や態度(学図2下)、気持ちを伝える話し方・聞き方(教出3上)、人と話すときのマナー(三省堂3 広げる)、けんかした友達にあやまりたいとき、どのように気持ちを伝えるか(東書5上)、伝えにくいことを伝える(光村6)など、ソーシャルスキルとしての言語技術が取り上げられている。これらを自分なりに身に付けていくことは、道徳的ふるまいを支

える技術として重要である。3,4年生を中心に、願いやお礼の手紙の書き方を学ぶ活動もある。

また、読書指導と結びつけた図書館の使い方のマナー(学図1上,2上,三省堂2,教出2上)、インタビューのマナー(教出3上,光村3上,東書3下,三省堂4 広げる)、電話のかけ方(教出3上)、インターネットエチケット(三省堂5 広げる,教出6上)なども取り上げられている。

(3) 実践活動

実践活動として、異年齢交流(1年生にあそびを教えて、あそび大会をする)(学図2下)、学級活動(レクリエーションの企画を学級会で話し合う)(学図3下)、安全活動(通学路の安全について、どうすればいいか話し合う)(三省堂4)、給食週間の取り組み(調理員さんに感謝の気持ちを伝えるために何をするか話し合う)(東書4下)、学校美化(学校をきれいにするために、自分たちにどんなことができるかを話し合う)(東書6上)、あいさつ運動(学校全体でみんながもっとあいさつをするようになるにはどうしたらよいか話し合う)(東書6上)などがあり、いずれも道徳を意識した教材であるが、本当にこれらの実践に取り組むことが意図されているのかどうか疑念がある。実践するからには、子どもたちの側に内発的動機が必要で、「教科書に書いてあるからやりましょう」というのでは押しつけになる。また、ただ教材として読み取ったり、話し合ったりするだけでは偽善になりかねない。

(4) 調査・広報活動

社会科の町探検や地域調べのような調査活動を行い、調べたことをポスター、リーフレット、新聞、パンフレットなどにまとめて発表する活動が3年から6年にかけて準備されている。これらの活動も、子どもたちが実際に、内発的動機を持って、自分たちの学校や地域に即して実践するのか、それとも教科書教材を読み取って、取材の仕方やまとめ方、レイアウトや表現の技術を形式的に学習させるのかによって、道徳教育的意味あいはいままったく違ってくる。

(5) 社会問題を考える

読み物教材の中に、平和、国際理解、環境問題、自然保護、福祉などをテーマとした説明文や論説文などがあり、それらを深く学ぶことを通じて、子どもたちは、現代社会を生きて行く上で大切な問題についての認識を深め、自分の生き方や道徳的ふるまいの支えにすることができる。

また、討論や意見文を書く活動などで、環境問題(教出6上)、動物保護(三省堂5)、「戦争のない平和な世の中を築いていくためには、どんなことが大事か」(三省堂6)、リサイクル・リユース(東書4上)、ごみ問題

(三省堂6), 自然保護(教出5下), 「くらしやすさ, くらしにくさ」(光村5), ユニセフ募金(東書5上)など, 様々な社会問題が取り上げられている。これらの問題は, 子どもたちにとっても切実な問題(生き方や道徳的ふるまいの基礎にある人類史的道徳的価値に関わる問題)であるだけに, しっかり深く考える取り組みが求められる。しかし, テーマを深めることは棚上げにして, 単に討論のやり方や意見文の書き方, 文章の構成の仕方などのみを学習させる技術主義に流れると, その本来の教育的価値を失ってしまいかねない。

(6) 生き方を学ぶ

読み物教材の文学作品や随筆などには, 平和, 命の大切さ, 友情, 親切, 家族愛, 勇気, 仕事への情熱, 協力, 努力など, 人間の生き方に関わる様々な道徳的価値が含まれており, 子どもたちはそれらの価値を自分なりに学び取ることができる。

また, 伝記(手塚治虫(東書5下, 学図6上), 猿橋勝子(三省堂6), 伊能忠敬(教出6下), 「稲むらの火」のモデルの浜口儀兵衛(光村5))も, 人間の生き方を考える手がかりになる。

以上のように, ①現代社会を生きていく上で大切な問題や②人間の生き方を学ぶことができる読み物教材に加え, 新たに重視された「言語活動」において, ③交流活動を通じた共感能力の形成, ④マナー・ソーシャルスキル学習を通じた道徳的ふるまいを支える言語技術の習得, ⑤調査・広報活動も含めた道徳的実践活動の取り組み, ⑥様々な社会問題を取り上げた討論やスピーチなどの可能性が生まれている。しかし, これらの言語活動が, 子どもの側の内発的動機を踏まえない形式的学習になってしまうと, 道徳教育的意味を失い, むしろ偽善になりかねないので注意が必要である。

2. 書写

書写は, 東京書籍(東書), 学校図書(学図), 三省堂, 教育出版(教出), 光村図書(光村), 日本文教出版(日文)の6社である。

書写は表現技術なので, 表現する題材の面で道徳教育と関わりを持つ。がんばりたいこととして, 「なかよくあそぶ」(東書1), 「何にでもチャレンジ」(東書2), 「友達に親切にする」(東書4), 題材として, 「大切な命」(学図5), 「世界平和」(学図6), 「仲間」(三省堂5), 「団結」(三省堂6), 「平和な国」(教出5), 「友情」「温かい心」「アジアの仲間」「思いやり」「日野原重明の『いのちのバトン』より」(教出6), 「仲間」「信念」(光村5), 「友情」「創造」(光村6), 「おはよう」(日文1), 「金子みすず『わたしと小鳥とすずと』」(日文5), 「宮沢賢治『雨ニモマケズ』」(日文6)など, 様々な道徳的価値に関わる題材

が取り上げられている。

学習指導要領の改訂点としては, 「日常生活や学習活動に生かすこと」がより重視されており, いろいろな場面での表現が取り上げられ, 道徳的内容も取り上げられている。各社で取り上げられている①お礼や依頼の手紙, 招待状, お礼の色紙などに加え, ②友達や家族におくる言葉(「おばあちゃんいつまでも元気でいてね」(光村4)), ③目標やめあて(今月の生活目標「下校時こくを守りましょう」, 今月の保健のめあて「外遊びをして体をきたえよう」, 今月の給食のめあて「きれいな食べ物にチャレンジしよう」(学図5), クラス目標「時間を大切に, みんなで助け合う, 友達の話をよく聞く」(三省堂5)), ④ポスター(あいさつ運動啓発ポスター(学図5), 環境問題ポスター(教出5), 美化運動月間ポスター(日文4), リサイクル運動ポスター(日文5)), ⑤日記や生活作文(「きのう, お兄ちゃんと夕食のかたづけをしました」(日文3)), ⑥報告文(「あきかん拾いをして」(教出4), 環境センターの方に聞いた話のレポート(日文6)), ⑦話し合いのメモ(「平和な世界を築いていくために自分たちに何ができるか」の話し合いメモ(三省堂6)), ⑧読書カード(『キュリー夫人伝』を読んで(日文5))など多彩である。これらも, 押しつけになったり, 単なる形式の学習になったりするのはなく, 子どもの内面的要求に根ざした表現になった時に道徳教育的意味を持つことができる。

3. 社会

社会は, 東京書籍(東書), 教育出版(教出), 光村図書(光村), 日本文教出版(旧大阪書籍)(旧大書), 日本文教出版(日文)の5社, 地図は, 東京書籍(東書)と帝国書院(帝国)の2社である。

社会は, 「愛国心」に収斂される国家主義的道徳教育を支えるもっとも重要な教科と位置づけられており, 今回の学習指導要領の改訂でも, 「我が国の国土に対する理解を一層深め, 日本人としての自覚をもって国際社会で主体的に生きて行くため」(『小学校学習指導要領解説 社会編』, 2008年8月(以下, 『解説 社会編』とする), 6頁)として, これまで「国土の位置」としていた内容を「我が国の位置と領土」と「改善」して領土問題の扱いを強化したり, 「我が国の歴史や文化を大切にし, 日本人としての自覚をもつようにする」(『解説 社会編』6頁)ための「改善」を加えている。

これらに加え, 日本会議などの右派勢力の圧力で, 文科省2月公表案の第6学年の内容の取り扱い(2)のA(「政治の働きと国民生活との関係を具体的に指導する際には, 国民の祝日に関心をもち, その意義を考えさせるよう配慮すること」)の「国民の祝日」が「各々の国民の祝日」に修正されたことも重大である。そもそも「政治の働きと国民生活との関係」を学習する際に, 「国民

の祝日……の意義」を考えさせることが重要だと考える国民はほとんどいないであろう。なぜこのような「指示」が学習指導要領に記載されており、それが上記のように修正されたのか。日本会議事務局作成「16項目の改善点」はその理由を、「現行の学習指導要領では、全ての祝日を教える必要がなく、教科書では建国記念の日や天皇誕生日など皇室にゆかりのある祝日が教えられない傾向がある。祝日法に定められている全ての祝祭日の意義や由来等を取り扱うように義務付け、我が国の歴史と祝祭日に対する理解と愛情を育むべきである」としている。戦前戦中の修身教科書のように「テンチョウセツ」や「キゲン節」を社会の教科書で教えさせようというのである。

その結果、2003年度検定では、各社とも、憲法学習のところで、憲法記念日の意味の説明と合わせて祝日のリストを掲載する程度であったのが、2009年度検定では、国民の祝日に関する法律に基づいて、各祝日の意味を説明する形に修正している。

さて、社会における「愛国心」教育で最も重視されているのは、「国旗・国歌」（日の丸・君が代）教育である。「第3学年及び第4学年、第5学年における国旗にかかわる指導の上に立って」（『解説 社会編』98頁）第6学年の「国旗と国歌の意義」についての指導が位置づけられているとされるように、繰り返し徹底して指導することが学習指導要領で義務付けられている。

第3学年及び第4学年では、自分たちの県（都、道府）と外国との関わりを学ぶところで、内容的には自治体同士の関係なのに、「我が国や外国には国旗があることを理解させ、それを尊重する態度を育てるよう配慮すること」（内容の取り扱い）とされているため、各社とも日の丸と周辺国の国旗を掲載し、とってつけたように「国旗の尊重」の重要性にふれている。第5学年では、「我が国の位置と領土」を学ぶところで、「我が国や諸外国には国旗があることを理解するとともに、それを尊重する態度を育てるよう配慮すること」（内容の取り扱い）とされているため、各社とも日の丸と周辺国の国旗を掲載し、「国旗の尊重」の重要性にふれている。第6学年では、「つながりが深い国の人々の生活」や「国際交流や国際協力」について学ぶところで、「我が国の国旗・国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てる」とされ、特に「国際交流や国際協力」のところで「日の丸・君が代」の由来や歌詞の意味まで詳しく書かれている。

歌詞の意味については、1999年6月29日、国旗及び国歌に関する法律案の審議にあたり示された小淵恵三内閣総理大臣（当時）見解に基づく文科省見解、「国歌『君が代』は、日本国憲法の下においては、日本国民の総意に基づき天皇を日本国及び日本国民統合の象徴とする我が国の末永い繁栄と平和を祈念した歌である」（『解説 社会編』99頁）が基礎にされている。「君が代」は、大日本帝国憲法の天皇主権の下で、「天皇陛下のお治めになる御代は、千年も万年もつづいて、おさかえになりますや

うに」（第五期国定教科書『初等科修身 二』）という意味で歌われたもので、日本国憲法の国民主権とは相容れないため、無理やり主語の部分を「日本国民の総意に基づき天皇を日本国及び日本国民統合の象徴とする我が国」と読み替えたもので、日本語の解釈としては成り立たない。後述の音楽における「君が代」指導と合わせて、歌詞の意味をめぐる問題と、それ故「『君が代』は日本国憲法下の国歌にはふさわしくない」という見解が存在することを教えたい。また、日・独・伊のファシズム3国のうち、ドイツとイタリアは、戦後、国旗や国歌に変更を加えていること²⁾も合わせて教えておきたい。

「つながりが深い国の人々の生活」のところで各社ともアメリカの学校生活を扱っているが、その中で、東書6下、光村6、日文6下は、2003年度検定ではなかった³⁾「国旗に向かっての忠誠の誓い」を取り上げている。これは、移民で構成されてきたアメリカの、世界でも特異な慣行であること、また、日本との戦争中の1943年のパーネット事件最高裁判決⁴⁾以来、国旗敬礼を拒否することも権利として認められていることも合わせて教えておきたい。

その他、「道徳」に関わる問題のある記述として、日文6上の「明治の教育の広まり」の、「教育勅語は、明治時代以降の道徳の規範となりました」という、あたかも、教育勅語が、明治以降、現在まで道徳規範であり続けているかのような誤った記述（これについては、1948年6月19日の衆議院「教育勅語等排除に関する決議」が、教育勅語等の「根本理念が主権在君並びに神話の国体観に基づいている事実は明らかに基本的人権を損なう」として、憲法第98条にしたがい排除した事実を教えるおかなければならない）、同じく日文6下の日本国憲法の説明で、道徳の「きまりを守る」を念頭に、「世の中のすべての活動は、さまざまな決まりごとがあってなり立っているのです。」「わたしたちの学校で、学校生活に関する決まりが何もなくならどうなるか、考えてみましょう。」と、憲法と学校の決まりを同列に扱っている記述（これでは、日本国憲法は、主権者である国民が、国家権力を制限して国民の権利を保障させるために作ったものであるという立憲主義の原則があいまいになる）を挙げておく。

道徳とのつながりをしめすハートマークを新設して、教科の学習内容と遊離した形で徳目を強調しているのは日文である。昔の子どもはよく手伝いをしたという話を聞いて、「家の手伝いは、すすんでやりましょう」（3・4下）、自動車には人命を守るためのくふうがされるようになったので死者数が減少したというグラフの横に、「事故にあわないように、交通ルールを守りましょう」（5上）、環境レポートのまとめ方の例を示したところに、「自然環境をたいせつにし、公害のないくらしを旨しましょう」（5下）、基本的人権の説明のところで、「思いやりの気持ちにあふれた社会をつくりましょう」と人権

とは異質なモラルを求めている（6下）など、意味のない徳目の強調が横行している。

また、2003年度検定でもあったが、まちたんけんなどの調査活動の際のマナー（あいさつ、めいわくをかけない、交通ルールを守る、お礼、礼状）の注意が教科書上で繰り返し徹底され、3・4年ではやや度を超してしつけ教科的になっている。どこか一箇所にまとめて記述し、教師が実際の場面で指導すれば十分ではないか。

特設道徳設置前は社会が道徳教育を支える中心的教科と位置づけられていたように、社会の学習内容は人間の生き方に関わる多様な題材を含んでおり、民主的道徳教育の立場からも様々な可能性をもっている。以下、10項目に分けて、社会における道徳教育の可能性と留意点を見ていく。

（1）働く人々の姿から学ぶ

第3学年及び第4学年では、地域の「生産や販売」、「飲料水、電気、ガスの確保や廃棄物の処理」、「災害及び事故の防止」、「伝統的な工業などの地場産業」、第5学年では、「農業や水産業」、「工業生産」、「貿易や運輸」、「放送、新聞など」も含めた「情報産業」などを、それらの分野で働く人々から、インタビュー形式で話を聞く形で学ぶ。そこでは、それらの人々が工夫したり気をつけたりしていること、努力や苦勞、仕事にかける思い、やりがいなどが語られるので、子どもたちは、様々な分野で働く人々の姿から、働くことの意味ややりがいなどを学ぶことができる。話にリアリティがあるほど、教育的効果は高いので、子どもたちが実際に取材する活動が最上だが、教科書としては、顔写真入りの固有名詞で登場し、働いている場面の写真もあるもの（特に東書）がインパクトが強い。顔が挿絵になるとかなりインパクトは弱くなる。内容面からは、電力会社社員の「少ない燃料で安定して発電できる原子力を安心して利用できるよう、安全かくほの十分な取り組みに努めています。」（東書3・4下）という発言のように、原発安全神話による子どもの洗脳に手を貸すようなものもあるので見極めが必要である。

（2）地域の人々の様々な仕事・活動から学ぶ

第3学年及び第4学年では、地場産業、伝統産業など、地域で働く人々を扱った教材、地域の自然保護や町並み保存に取り組む人々や地元で伝わる伝統行事、祭りなどを支える人々を扱った教材、地域の発展に尽くした先人の事例を扱った教材があり、地域の中でどのように生きていけばよいのかを考える手がかりを与えてくれる。

（3）社会のバリアフリー化に向けた努力に学ぶ

第3学年及び第4学年の地域探検活動の中で、視覚障害者用音声信号、歩道橋の車いす用エレベーター、点字ブロック、盲導犬、介助犬、聴導犬、点字地図等を、第

5学年では、放送事業の学習の中で、手話放送、字幕放送等を、自動車産業の学習の中で、手足の不自由な人が運転できる自動車等を、第6学年の公共施設の学習の中で、低床車両の路面電車、スロープのある歩道、低い位置の駅の券売機、点字案内図、災害情報伝達ライト、ユニバーサルデザインのトイレ等を学ぶことで、社会のバリアフリー化に向けた様々な工夫や努力を学ぶことができる。

（4）防火・防災についての知識や心構えを学ぶ

第3学年及び第4学年で「災害防止」の、第5学年で「自然災害」の学習が位置づけられ、火災対策や地震（津波）・水害対策などを学習する。「稲村の火」のモデルの浜口梧陵（教科書によって、浜口儀兵衛、濱口梧陵の表記あり＝筆者）も2社（東書5下、旧大書3・4下）が取り上げている。正しい知識や心構えを身に付けておくことが、いざという時に、自分やまわりの人の命を守ることにつながる。

（5）事故・事件について知識や心構えを学ぶ

第3学年及び第4学年で「事故防止」の学習が位置づけられ、交通事故対策や交通マナー、事件にまきこまれないための安全対策を学習する。自分のふるまい方が事故・事件に直結しかねない面があるので、正しい知識や交通マナーを身に付け、安全意識、安全対処能力を高めさせたい。

（6）食の安全について学ぶ

第5学年の「食料生産」の学習の中で、食の安全の学習が位置づけられている。自給率の低下、産地偽装、農薬汚染、減農薬・有機農法、地産地消、フードマイレージなど様々な切り口で学習することを通じて、日々の食生活の安全から、地域、世界における安全な食料生産・供給問題まで、命と健康に関わる問題として考えさせたい。

（7）環境問題を学ぶ

第3学年及び第4学年で「飲料水、電気、ガスの確保や廃棄物の処理」の、第5学年で「環境の保全」の学習が位置づけられ、第6学年では「国際協力」の文脈で地球環境の保全が取り上げられる。水資源（節水）、電力（ガス）資源（節電）、ごみ問題、各地の環境保全の取り組みや自然保護運動、地球温暖化、熱帯雨林の減少、さばく化、酸性雨、大気汚染、オゾン層の破壊などの地球環境問題など、日々の生活習慣から、身近な地域の問題、地球規模の問題まで、実に多面的に環境問題を学習する。正しい知識を身に付け、日々の生活習慣の改善から地球環境の保全まで、これからどう生きて行くべきかを考える機会として生かしたい。しかし、ここでも、原子力発電は地球温暖化の原因の一つとされる「二酸化炭素を出

さない」(東書3・4下)、「原子力は、温だん化の原因とされるガスを出さないことから、見直されてきています」(日文3・4下)などと、原子力発電推進言説が巧妙に持ち込まれているので注意が必要である。

(8) 人権について学ぶ

人権については、第6学年の日本国憲法の所で「国民としての権利及び義務」の学習の中に位置づけられているが、学習指導要領では、「参政権、納税の義務などを取り上げること」(内容の取り扱い)と、「参政権」しか例示されていない。他方で、すべての祝日の「意義を考えさせる」ことを指示するのだから、文科省がいかにも人権の教育を軽視しているかわかる。そのため、教科書においても、「現代における道徳の基礎」⁵⁾に置かれるべき人権の扱いが不十分である。

各社とも、憲法の人権条項のリストは紹介しているが、掘り下げた説明はなく、日文8項目、東書・教出10項目、光村12項目、旧大書13項目と項目数にも差がある⁶⁾。これらの基本的人権が「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」(憲法第97条)であることを、歴史の学習とも関連づけ、具体的事例を示し(調べさせ)、学ばせることが大切である。旧大書は、5下の工業のところでも、「働く人の問題」として、労働組合、8時間労働、30日間の解雇予告、女性差別禁止、労働安全衛生の問題などにふれている。なお、日文6下が、人権のコラムで、「目には目を歯には歯を」を「他人を傷つけてしまった場合の刑罰基準」と紹介し、「もし、心に傷を負わせてしまったときには、どうつぐなえばよいでしょうか」と、心に傷を与える罰をうながすような記述をしているのには驚いた。

(9) 平和について考える

第6学年の歴史学習、憲法学習、国際連合学習などのところで、各社とも、戦争や平和について考える教材を工夫して配置している。第5学年の地域学習で、沖縄を取り上げて、沖縄戦を扱ったもの(光村5)、沖縄と宗谷地方を取り上げて、沖縄戦・基地問題と北方領土問題を扱ったもの(教出5上)、情報産業の学習で、広島の新聞社の平和問題報道を取り上げたもの(東書5下)などもある。いろいろな箇所ですべて平和について考える機会があるので、積極的に活用したい。

(10) 国際交流・国際協力について考える

第6学年では、「国際交流や国際協力」「国際連合の働き」の学習が位置づけられており、貧困、飢餓、飲み水、医療、災害、環境、地雷処理などに関わる青年海外協力隊、NGO、ユネスコ、ユニセフなどの活動が紹介されている。世界は今のような問題を抱えているのかを学び、自分たちに何ができるのか、将来に向けてどのように関わっていこうとするのかを考える機会としたい。外

国の人々との交流活動にも積極的に取り組みたい。

以上のように、①様々な産業で働く人々や地域で様々な活動に取り組む人々の姿から生き方を学ぶことができるとともに、②「社会のバリアフリー化」「防火・防災」「事故・事件」「食の安全」「環境問題」「人権」「平和」「国際交流・国際協力」などについての学習を通じて、自分たちの生き方を支える知識や心構えを身に付け、考え方や価値観などを形成していくことができる。民主的道徳教育の立場からみた道徳性は、このような力に支えられないといけない。

4. 算数

算数は、東京書籍(東書)、大日本図書(大日本)、学校図書(学図)、教育出版(教出)、啓林館、日本文教出版(日文)の6社である。

算数の教科書を道徳教育に関連させるというのは難題で、教科書発行会社は苦労したようである。各社の解説資料から、どのようなものを挙げたかまず見ておこう。

他者の考えを「公平に検討する」(東書)、「話し合い活動」(大日本)、「社会問題」「生命」「ノーマライゼーション」を題材に(大日本)、「1日の生活の流れや朝食について調べる活動」「生活習慣や手伝いなどまわりへの関わりについて考える場面」「『感謝』『独立』といったキーワード」(学図)、「自律的な学習」「友だちのノートを見合う活動」「共に学び合うこと」「お礼の手紙を書く場面」「車いす用スロープの角度を考察」「ボランティア活動を素材」(教出)、「話し合い」「協力」,素材に人権、ジェンダー、環境問題、伝統文化の尊重、国際理解(啓林館)の他、教材を学習指導要領の徳目に対応させてかなりこじつけたもの(時刻と時間(基本的な生活習慣)、話し合い(友情)、図形の美しさ(畏敬の念)、昔の九九(郷土愛、愛国心)、外国語の数の表現(国際理解)、世界と日本の時刻(愛国心、国際理解)、交通事故データ(礼儀、公德心)、ケーキのレシピ(家族愛)、和算(愛国心))(日文)もある。

これらの中では、道徳教育を意識して、2年生以上の教科書裏表紙見返しで、「すなお」「かんしゃ」「明るい」「せいぎ」「思いやり」「じゅんすい」「友情」「せい実」「独立」「希望」のかぎを順番に手に入れて、最後に未来という宝ものを手に入れるという、算数学習とは無関係な冒険ゲーム的なものを無理に組みこんでいるもの(学図)に違和感があった。

以下、3項目に分けて、算数における道徳教育の可能性を見ていく。

(1) 協同学習

各社が挙げている「話し合い学習」と、それをふまえた友だちからも学ぶノート作りは、数学的な視点から共に学び合う協同学習であり、お互いの考えを尊重しなが

ら、高め合っていく道徳的な生き方につながるといえる。

(2) 公平原理を考える

4人の小学生でジュースを均等配分している絵と、父、兄、妹と私が、やきそばを体格に応じて配分している絵を示して、これらの分け方の違いについて話し合う教材があった(東書3上)。これはまさに公平原理とは何かを考えさせる問題で、興味深かった。

(3) 学んだことを生かす

お休みの1日の生活時間を記録し、生活の反省に生かす(日文1)、ゆうびんの料金表を見て、同じ切手代でおばあちゃんへの手紙に何枚写真をいれられるか計算する(教出3上)、交通事故が起こった時間と原因を表にする(教出4上)、学校で3日間のけがの種類や場所を調査し、注意をよびかけるポスターを作る(学図4下)、市役所や病院の車いす用の坂の角度を調べ、何度がいいのか報告する(教出4下)、米のとぎじる、1ぱいのみそする、大さじ1ぱいの油などをきれいにするのに必要な水の量を計算し、川や海をよごさないためにできることを考える(学図5下)など、学んだことを生活や社会の問題を考えたり、解決したりするのに生かそうとする教材が見られる。また、「環境と福祉フロア」(食品ごみ、石油、地球温暖化、高齢化社会、盲導犬などのデータを示して考えさせる)(大日本6下)や、「地球と算数」(気温と二酸化炭素、海水温度の上昇、北極海の氷の溶解、海面上昇、電力消費と二酸化炭素、木が吸収する二酸化炭素量、二酸化炭素排出量の削減計画、人と自然の共存、中学校への旅立ち)(啓林館6下)のように、環境問題や福祉問題について、算数で学んだことを生かして多面的に掘り下げ、「算数で学んだことを活用すれば、今地球でどんな変化がおきているのか、このままでは未来がどうになってしまうのかを、わかりやすく伝えられることもわかりました。」「生活のしかたを見直すと、ほかにも二酸化炭素を削減する方法はあるかもしれないね。」(啓林館6下)と話し合っているものもある。学んだことを生かす(問題を数学的に分析する)ことで、生き方考える手がかりを得る取り組みである。

以上のように、①共に学び合う協同学習、②原理を扱う学問としての特性を生かした「公平原理」の考察、③諸問題の数学的解明という学問的特性を生かした生活問題、社会問題の解明が、算数における道徳教育の可能性と考えられる。

5. 理科

理科は、東京書籍(東書)、大日本図書(大日本)、学校図書(学図)、教育出版(教出)、啓林館の5社である。

理科は、学習内容そのものに、人間の道徳的生き方を

支える様々な知識分野を含んでいる。以下、マナー的なものも含め9項目に分けて、理科における道徳教育の可能性と留意点を見ていく。

(1) 協同学習

教科書の最初に、「しぜんのふしぎの調べ方」として、「話し合おう」が取り上げられ、「発見したことや、考えたことを、わかりやすく話そう」「そう考えたわけも話そう」(東書3)とされ、各社とも本文中に適宜「話し合おう」マークを入れたりしているが、仮説実験授業のように、話し合いを軸にした授業設計になっているわけではなく、言葉倒れに終わっている。理科でも、話し合いを通じて理解を深めていく協同学習は重要なので、各教員が意識的にそのような授業設計を工夫する必要がある。

(2) 自然愛護に関わる注意事項

自然観察の所には、自然愛護のための注意事項が書かれ、従来の「草や虫などは、むやみにとったり、つかまえたりしないようにしましょう」に、「また、石などを動かしたときは、もとにもどしておきましょう」が追加され、より徹底されている(東書3)。一般的にはこのような注意事項の必要性は理解できるが、「虫などは、むやみにつかまえないで、生きているそのままのようすを観察しよう」(東書4)と、春、夏、秋、冬の季節毎に繰り返されると、理科はしつけ教科かと思えてくる。

ところで、「むやみに」とは具体的にどういうことだろうか。「ひつような分だけにして」(大日本3)と限定されていると少し分かるが、「生きているそのまま」と言われると、教室で飼ったりすることは禁止しなくてはならなくなる。インゲンマメの成長実験の後に「このあとは、花だんに植えかえて育てる」(大日本5-1)と指示があるが、守れるのだろうか。他の生き物の命を、研究・教育のためにある程度犠牲にせざるをえない理科の宿命との調整が図られなくてはならない。

飼育・栽培活動でも、「水やり」「ふんのそうじ」などを「わすれずに世話をし」(学図3)、「大切に育てる」(東書3)ことが強調されている。「観察が終わったら、花のあるところに放そう」(教出3)という指示もある。いずれも大切なことだが、不幸にして枯れたり死んだりしてしまうこともある。学校で飼育している動物が死ぬこともある。そのような場合にどう対処するのか、またそこから何を学ばせるのかも考えておかなければならない。「いのちの循環」を扱った金森俊朗実践⁷⁾が参考になる。

(3) 安全・衛生等に関わる注意事項

理科は、安全に関わる問題が多数あるので、「どくやとげなどをもつ、きけんな生き物に、気をつけましょう」(東書3)、「虫めがねで太陽を見てはいけません」(各社)、

「塩素系漂白剤などに酸性の液体を混ぜると、有毒な塩素ガスが発生して危険」（学図6）などの注意事項が掲載されている。「どくやとげなどをもつ、きけんな生き物」とは何かも含めて、必要な知識を学ばせていくことが大切だ。使えなくなった電池の分別収集も教えられている。「動物にさわった後」（東書4）や「よう虫にさわったあと」（大日本3）は「手をあらう」というのも衛生上身に付けさせておくべき習慣だろう。

（4）自然保護について学ぶ

生物を扱う理科では、自然保護の問題が随所でふれられており、「外国のカブトムシも、日本の野外ににがしてはいけない」（学図3）、学校で「育てたメダカは野外に放してはいけない」（学図5）など、従来扱われていなかった外来種（飼育種）の扱いの問題が新たに位置づけられている。生物や自然環境を守る活動の地域資料集（啓林館5,6）も取り上げられている。後述の環境問題と合わせて、これからの生き方に関わる大切な問題である。

（5）命のつながりを学ぶ

第5学年の「生命・地球」の所の「植物の発芽、成長、結実」と「動物の誕生」を合わせて、各社とも、「生命（命）のつながり」や「受けつがれる命」というテーマで扱っている。メダカのたんじょう、人のたんじょう、植物の受粉・結実をつなげて、「今生きているわたしたちや、ほかの生き物の生命は、ずっと昔から長い年月の間、くり返し受けつがれてきた」（教出5）ことを学ばせるもので、口絵にニホンジカとサシバの親子の写真を配し、「生命をつなごう」のタイトルと「受けつがれる生命—生き物は、はるか昔から、親から子へ、子から孫へと生命をつないできました。地球はかけがえのない生命であふれています。」のキャプションをつけた東書5はインパクトがある。本文の人のたんじょうの所で、産婦人科医に「元気な赤ちゃんやお母さんのようすを見ると、新しい生命がたんじょうしたことに、おおきな喜びを感じます。みなさんも、このようにしてうまれてきた、かけがえのない生命なのです。自分が、今生きていることについて、もういちど考えてみてください。」と語らせているのもよい。この単元の難点は、人の「受精に至る過程は取り扱わないものとする」という学習指導要領にしばられ、受精の科学的理解が阻害されていることである。

（6）防災対策を学ぶ

第6学年の「土地のつくりと変化」を地質学的に扱った社が多いが、大日本6-2は、見開きで、火山や地震による災害予知と防災を取り上げ、「地震などが起きたときにどうしたらよいか、家族でも話し合ってみよう」として、災害時徒歩帰宅支援マップや学校の避難訓練の写真などを掲載している。啓林館6は、「地しんによる大

地の変化と災害」の中で、「稲むらの火」のモデルの濱口梧陵を取り上げた「歴史に残された地しん」と、ハザードマップ、ふん火警報・予報、きん急地しん速報を取り上げた「火山のふん火や地しんに備える」の2つのコラム、「てこの規則性」の中で、1995年の兵庫県南部地しんの際、家などの下じきになった人の救出に救助用ボールが役立ったことを取り上げた「てこで救われた命」のコラムを掲載している。東日本大震災を受けて、他社も防災対策を取り入れる必要がある。

（7）環境問題を学ぶ

第3学年では、風力発電、太陽熱発電、磁石による空きカンの分別、第4学年では、光電池、燃料電池、発光ダイオード、第5学年では、電磁石による鉄のリサイクル、電気自動車、風力発電など、各学年で環境問題に関わるトピックを取り上げ、6年の最後で、「人と環境」「生き物と環境」などの大項目で環境問題を多面的に取り上げて考えさせ、呼びかけのメッセージも配している。中でも啓林館6は、巻頭から「わたしたちの地球」の写真を配して、「大気の星」「生命の星」「水の星」「緑の星」と押さえ、「これからの1年間、わたしたちが、空気や水、植物や動物と、どのようにかかわり合っているか、考えながら学習していこう」と呼びかけ、インパクトがある。レイチェル・カーソン『沈黙の春』の「今のままの生活を続けていると、人間の活動によって自然にさまざまなえいきょうが出て、野生の生物ばかりでなく、人間もすめない地球になってしまう。今のあなた自身の生活のしかたが、地球の未来を選ぶのです。」の呼びかけもよい。

（8）科学者等から生き方を学ぶ

啓林館は、「理科から仕事へ」のコラムで、3年では自然写真家今森光彦、4年ではプラネタリウムクリエイター大平貴之、5年では気象予報士河合薫、6年では海洋生物学者レイチェル・カーソンを取り上げて、理科に関わる仕事の世界に誘っている。レイチェル・カーソンの「子どもたちよ、知ることより、感じることのほうがたいせつです。子どものうちに、美しい自然、不思議な自然をしっかりと見て、感じて、一生消えることのないセンス・オブ・ワンダー（不思議さに目をみはる感性）を身につけてください。」というメッセージがよい。

学図は、裏表紙に3人の科学者の言葉（表紙に写真）（3年はエジソン、牧野富太郎、ファールブル、4年は朝永振一郎、アインシュタイン、キュリー夫人、5年はガリレイ、ファラデー、野口英世、6年は湯川秀樹、レイチェル・カーソン、ニュートン）を配している。これをきっかけに、伝記を読んだりすることにつながるとよい。

（9）自然の情景による情操教育

理科教育そのものではないが、学図は、従来から口絵（一部本文中にも）に美しい自然のカラー写真と詩を配

している。自然の情景による情操教育としてユニークである。

以上のように、①協同学習、②自然愛護や安全・衛生等に関わる注意事項、③「自然保護」「命のつながり」「防災対策」「環境問題」などの理科固有の学習、④科学者等の生き方が、理科における道德教育に関わる主な項目である。①については、教科書上の扱いは十分ではないため、各教員の工夫が必要であり、②は、他の生き物の命をある程度犠牲にせざるをえない理科の宿命を無視した徳目の押しつけに流れているなどの問題をかかえている。③では、単に自然科学的知識として学ぶだけでなく、それらの知識が人間の生き方にどのように関わってくるのかを考えていくことが大切であり、④では、科学者等の生き方を自分の生き方につなげていくことを期待したい。

6. 生活

生活は、東京書籍（東書）、大日本図書（大日本）、学校図書（学図）、教育出版（教出）、光村図書（光村）、啓林館、日本文教出版（日文）の7社である。

生活科の設置を決めた1987年の教育課程審議会答申がその道德教育の項で、「新たに設けられる生活科の中で、児童の具体的な体験や活動を通して基本的な生活習慣を身に付けさせるように指導する」と述べていたように、生活科はその出発点から「第二道德」「しつけ科」⁸⁾と見なされていた。今でも「生活上必要な習慣や技能を身に付けさせ、自立への基礎を養う」（学習指導要領の目標）とその位置づけは変わらず、大部分が基本的な生活習慣のしつけになっており、それを「教科」で扱うことには賛同できないが、ここではそのことは問題にはしない。

7社の中では啓林館が、「できたことにいろをぬろう」と生活習慣をチェックしたり、「やくそくをまもっていくんだよ」「へやにはいるときや、でるときは、あいさつをしようね」「さわぐとみんなにめいわくをかけるよ」「つちにさわったら、てをあらおうね」など、注意事項満載で口うるさく感じた。

以下、13項目に分けて生活における道德教育の可能性と留意点を見ていく。

(1) あいさつ等の礼儀作法

学校の先生や友達、地域の人々へのあいさつから始めて、お礼や感謝の表現、お礼の手紙、迷惑をかけた時の謝罪、給食の際の「いただきます」や「ごちそうさま」などの礼儀作法を、生活や活動の中で学んでいくことができる。その際、作法の形式だけでなく言葉に込められた気持ちを大切に、相手との関係や交流が深まることを追求していきたい。

(2) 様々な場面での行動規範

教室での授業、学校探検、学校図書館の利用、公園での遊び、公共施設の利用、公共交通機関の利用などを通して、場面に応じた行動規範やルールを学んでいくことができる。その際、行動規範やルールを機械的に守らせるのではなく、なぜそのような行動規範やルールが大切なのか理解させることを重視し、「自立」につながるようにしていきたい。

(3) ソーシャルスキル

様々な活動の中で生じるトラブルを題材に、どのような言葉かけや対応をすればよいのかを考えさせたり、学校探検、町探検などを通じて、いろいろな人をお願いしたり、話しを聞いたりする経験を積ませたりすることを通じて、ソーシャルスキルを高めることができる。

(4) 交通安全

通学路を歩いたり、町探検をしたりすることを通して、交通ルールや交通事故から身を守る方法を学んでいくことができる。交通ルールの形式的学習に止まらず、自分の命を自分で守る力を形成することを重視したい。

(5) 安全・衛生教育

道具や遊具の使用の際の危険、校内や通学路、地域などに隠れた危険（教師が実際に調べないといけない）、不審者対策などの安全教育を通じて、自分で自分の身を守る力の形成とともに、いざという時に人に助けを求めようとする力を形成することも重視したい。

飼育・栽培活動などの際の手洗いや、冬のインフルエンザ対策のうがいなどの衛生教育も取り上げられているが、手洗いの教科書かと思うほど、手洗いマークを連発する（東書）のほどうか。

(6) 基本的な生活習慣の形成

家庭の条件がそれを許さない場合もあるかもしれないが、家庭の協力も得て、起床から就寝までの日々の生活習慣を自覚的に見つめさせ、基本的な生活習慣の形成を追求させたい。

(7) お手伝い

家庭の条件がそれを許さない場合もあるかもしれないが、家庭の協力も得て、お手伝いに取り組みせたい。その際、調理の手伝いや皿洗いなど、家族といっしょにやる仕事と、ごみ出しやお風呂あらいなど、役割を分担する仕事の両方に取り組みさせることが大切である。

(8) 交流活動

様々な活動の中で、クラスの仲間との交流はもちろん、学校探検なら教職員と、町探検なら地域の人々と、新しい1年生の招待だと幼稚園の年長さんなどと、様々な年

齢や職業の人達と関わり、交流を行うことを通じて、人間についていろいろなことを学ぶことができる。

(9) 生き物の世話をする意味を学ぶ

飼育・栽培活動では、ちゃんと世話をしないと、枯れたり死んだりしてしまうから、生き物には命があることを学ぶことができる。「まいにちせわをしよう」と教えるだけでなく、枯れたり死んでしまった時に何を学ばせるかを考えておかなければならない。大日本1・2下はザリガニの死を扱っている。

なお、畑や植物、虫などを擬人化するもの（「はたけさんがよるこぶことをしてあげよう」「キュウリさんのおうちをつくってあげたかった」(学図1・2下)、「アサガオさん……ありがとう」(啓林館1・2上)、「たねのきもち」(教出1・2上)、「野さいの気もち、虫さんの気もち」(日文1・2下)には違和感があった。子どもが自分から擬人化するならともかく、教科書が子どもを擬人化の世界に閉じ込めてはならない。

(10) ごみ問題について学ぶ

おもちゃ作りをした後のごみの分別に加え、「ごみへらし大きくせん」として、ごみの3Rを取り上げているもの(日文1・2下、教出1・2下)もあった。

(11) 社会のバリアフリー化について学ぶ

町探検で公園や公共施設など、いろいろなところを調べの中で、障がい者用の施設(てすりの点字、点字ブロック、音声信号、車いす用電話ボックスやトイレ、ノンステップバス等)の学習が位置づけられている。自分たちの地域で、社会のバリアフリー化がどの程度進んでいるか調べることができる。

(12) 自分の生育史を学ぶ

2年生の終わりに、小さいころの様子について、お母さんから手紙をもらったり、幼稚園の先生に聞いたりして、生まれて以降の自分の生育史をふり返る取り組みがある。生活綴方教育の「生いたちの記」実践⁹⁾にも通じる重要な取り組みである。

(13) キャリア教育

「なりたいな、こんな自分」(大日本1・2下)や、「見つけたよあこがれのしごと」(教出1・2下)など、将来、自分はどんなしごとに就きたいのか考えさせ、交流させる取り組みは、生き方を考える、低学年なりのキャリア教育として位置づけることができる。

以上のように、礼儀作法、行動規範、ソーシャルスキル、交通安全、安全・衛生教育、基本的な生活習慣、お手伝いなど、大部分が①「生活上必要な習慣や技能」のしつけとなっているが、大人からの一方的教え込みにならない

ように注意し、子ども自身にその大切さを理解させることを重視し、自立につながるようにしていきたい。様々な活動を通じての様々な人々との②交流活動は、人間についていろいろなことを学ぶ大切な機会となる。③生き物の世話では、生き物には命があることを学び、④ごみ問題や⑤バリアフリー化では、社会的な視野を広げ、⑥成育史や⑦キャリア教育では、自分の成長をふり返り、未来を展望するなど、生きる世界を広げていくことができる。これらはいずれも子どもたちの道徳性の基盤の形成につながるものである。

7. 音楽

音楽は、東京書籍(東書)、教育出版(教出)、教育芸術社(教芸)の3社である。

音楽は、国旗・国歌教育の面で、「愛国心」に収斂される国家主義的道徳教育を支える教科と位置づけられており、2008年版の小学校学習指導要領の「君が代」の部分は、日本会議などの右派勢力の圧力を受けて、2月公表案の「国歌『君が代』は、いずれの学年においても指導すること」から、「国歌『君が代』は、いずれの学年においても歌えるように指導すること」へ修正されている。そのため、教育現場は、在日外国人の子どもにどう指導するのか、子ども本人もしくはその親が「君が代」指導を拒否する場合どう対処するかなどの問題に直面することになる。

学習指導要領のしぼりにより、1年で「ひのまる」、全学年で「君が代」を扱うのは従来通りだが、教芸は、「ひのまる」のところで、「わたしたちのはたをみると、うれしいきもちになりますね」と、新たに、気持ちの誘導に踏み込んでいる。日の丸を見ると肉親を奪った戦争を思い出す戦争被害者もいることも教えておかなければならない。

君が代の歌詞の意味は5年(東書は6年)から掲載され、社会の場合と同様、1999年の小渕恵三内閣総理大臣(当時)見解を基礎とする、日本語の解釈としては成り立たないものになっている。歌詞の意味をめぐる問題点と、それ故「『君が代』は日本国憲法下の国歌にはふさわしくない」という見解が存在することも教えたい。

音楽における道徳教育の可能性としては、①情操教育を基本とするが、合唱・合奏など、作品をみんなで協同して作り上げる②協同活動という面、日本の民謡や伝統音楽に親しむ③地域文化・伝統文化の理解という面、世界の音楽に親しむ④国際理解という面もあり、作品レベルでは、⑤友情、⑥家族愛、⑦自然の美しさ、⑧ふるさとへの思い、⑨平和友好など様々なテーマを扱ったものがある。教出は、4年から口絵に音楽家(元ちとせ、小澤征爾、ヨーヨー・マ)からのメッセージを取り上げている。

8. 図画工作

図画工作は、東京書籍(東書)、開隆堂、日本文教出版(日文)の3社である。

図画工作における道德教育の可能性としては、①情操教育を基本とするが、作品をみんなで協同して作り上げる②協同活動という面、作った作品を通じて子ども同士や地域の人々と交流する③交流活動という面、製作・展示時の④マナー教育、⑤安全教育という面、伝承あそび、伝統玩具、伝統工芸、仏教美術などの伝統文化に親しむ⑥地域文化・伝統文化の理解という面、外国の友だちの絵に親しむ⑦国際理解という面もあり、作品レベルでは、⑧自然、⑨生き物、⑩友だち、⑪ユニバーサルデザイン、⑫環境、⑬平和、⑭成育史、⑮将来像など様々なテーマに関わったものがある。開隆堂は、全巻でいろいろな作家からのメッセージを取り上げている。東書は、安全、後片付け等の注意事項を大幅に増やし、日文は、情報モラルを新設している。

9. 家庭

家庭は、東京書籍(東書)と開隆堂の2社である。

家庭は、本来、衣食住などの生活科学を学問的基礎とする総合的で実践的な教科であるが、2008年版学習指導要領の目標では、「日常生活に必要な基礎的・基本的な知識・技能」と合わせて、「家庭生活を大切にす的心情」(1998年版では「家庭生活への関心を高める」)や「家族の一員として生活をよりよくしようとする実践的な態度」(1998年版では「家族の一員として生活を工夫しようとする実践的な態度」)などの道德主義的目標を設定し、徳育教科的傾向を強めている¹⁰⁾。また、新たに追加された内容項目「楽しく食事をするための工夫」の中に、「食事のマナー」が位置づけられ、教科書でも食事のマナー教育が新設されたり、教育基本法第2条の目標によるしぼりの影響で、コラム「日本の伝統」が設けられたり(東書)、チャレンジコーナーでふるしきや伝統的保存食などが扱われたり(開隆堂)している。

以下、3項目に分けて家庭における道德教育の可能性と留意点を見ていく。

(1) 家庭生活の見直し

食生活、家族とのふれあい、仕事の分担など、家庭生活の実態をみつめ、そのあり方を考えさせたい。その際、様々な家庭の事情に配慮した援助を行い、「早寝・早起き・朝ご飯」などの押しつけに終わらないように注意する必要がある。また、健康で文化的な家庭生活を阻害している日本の長時間労働や貧困問題などの社会的要因にも目を向けさせたい。

(2) 衣食住、消費生活についての学習を、生活者としての自立と家族との共同生活に生かす

家庭で学ぶ衣食住や消費生活に関する知識・技能を、生活者としての自立と家族との共同生活に生かせるようにさせたい。

(3) 環境に配慮した生活への自覚を高める

家庭で学ぶ環境問題の学習を生かし、環境に配慮した生活への自覚を高めさせたい。

以上のように、①家庭生活、②衣食住・消費生活、③環境問題などの学習を通じて、より自覚的な生活者としての自立を促していくことが課題であり、これは道德的自立にもつながっていく。

10. 保健

保健は、東京書籍(東書)、大日本図書(大日本)、文教社、光文書院(光文)、学研教育みらい(学研)の5社である。

以下、7項目に分けて保健における道德教育の可能性と留意点を見ていく。

(1) 生活習慣・生活環境の見直し

保健で学んだ知識を生かし、健康な生活を過ごすために、自分の生活習慣・生活環境をみつめ、そのあり方を考えさせたい。その際、様々な家庭の事情に配慮した援助を行い、「早寝・早起き・朝ご飯」(東書3・4にはチェックリスト)などの押しつけに終わらないように注意する必要がある。

(2) 思春期の体の発達の学習を通して命の誕生について学ぶ

思春期の体の発達の学習を通して、おとなの体になる準備、新しい生命をつくることのできる体になる準備をしていることへの理解を深めさせ、自分もお母さんの卵子とお父さんの精子から生まれたことを学ばせたい。合わせて、自分が生まれてきた時のことを家族から聞き取り、自分が「よろこびにつつまれて生まれ、大切に育てられてき」た(大日本3・4)ことも学ばせたい。

(3) 思春期の心の発達の学習を通して自己理解を深める

思春期の心の発達の学習を通して、感情、社会性、思考力が発達していくことへの理解を深めさせ、大人らしいふるまいができるよう、成長を促したい。

(4) 思春期特有の不安やなやみへの対処法を学ぶ

思春期特有の不安やなやみを交流し、友達も同じような不安やなやみを持っていることに気づかせるとともに、その対処法を学ばせ、友達とお互いに支え合う力を

形成したい。

(5) 社会的スキルの学習

相手の気持ちを考えて話したり，行動したりすることの大切さを学ぶため，ロールプレイを活用（大日本5・6，文教社5・6，学研5・6）して社会的スキルを学習させたい。

(6) けがの防止とけがの手当

事故・交通事故の起こる原因や犯罪の手口，災害の危険について学習し，身を守り，けがを防止する力を高めるとともに，万一に備え，けがの手当の方法や救助法を身に付けさせることが大切である。学校の危険個所のチェック（大日本5・6）などは，危険予知力や安全意識を高めるのに有効である。

(7) 生活習慣病，喫煙・飲酒・薬物の害から身を守る

生活習慣病の予防，喫煙・飲酒・薬物の害の学習を通して，生涯にわたって自分の健康を守る力を形成させることが大切である。たばこやお酒，薬物をすすめられた時の断り方をロールプレイで学ぶことにも取り組ませたい。

以上のように，学んだ知識を生かし，①生活習慣・生活環境の見直しをはかり，②思春期の体と心の発達についての理解を深め，③思春期特有の不安や悩みへの対処法や社会的スキルを習得し，④けがの防止や手当の力を身に付け，⑤生活習慣病や喫煙・飲酒・薬物の害から身を守る力を形成させることが課題である。これらはいずれも道徳的自立を支える力となる。

おわりに

2006年の教育基本法の全面改定とそれを受けた2007年の学校教育法改定による教育目標の法定と法定目標による学校教育のしぼり，2008年改訂学習指導要領による教育目標の達成目標化によって，国家による教育統制の体制が格段に強化された。教科書に対する統制の仕組みもまさにがんじがらめといえるようなものに強化された。これらの背後には，教育基本法の全面改定に勢いづく右派勢力の政治的圧力があつた。2008年版学習指導要領による全教科・全活動での道徳指導の義務付けは，戦前の教育勅語発布後に導入された手法であったことを考えると，日本国憲法がまだ安泰であることを除けば，教育の枠組みは戦前のもの（新たに新自由主義的手法が加味されているが）にかなり近づいてきている。

「日の丸・君が代」教育を中心に，「領土問題」，「国民の祝日の意義」，「伝統と文化」など，愛国心教育に収斂される国家主義的道徳教育は，今回検討した2009年度検

定小学校教科書においても確実に強化されてきている。教科における道徳指導の義務付けによって，教科の学習内容と遊離した徳目の押しつけのような事例も一部には見られた。しかし，全体としては，日本国憲法の存在と教科書執筆者・編集者の努力に支えられて，民主的道徳教育の立場から，教科における道徳教育に取り組む可能性が十分確保されていることも明らかになった。

教科における道徳教育を考える上で，改めて，文部省が1978年に出版した『小学校指導書 教育課程一般編』の「各教科，道徳及び特別活動がそれぞれ固有の目標の達成を目指しながら，その結果として全体として望ましい道徳性を育成することが期待される」（下線筆者）（31頁）という見地¹¹⁾に立ち戻ることが重要である。同年の『小学校指導書 道徳編』も，「各教科の性質上，それらの内容，教材を通して道徳教育の効果を上げることにとらわれ過ぎると，かえって各教科の性格をゆがめることにもなりかねない。」（29頁）と警告していた。

重要なのは，教科の教材を徳目を教え込むための手段にしないこと，本来の教科教育の中で，「結果として」学び取るという原則を堅持することである。教科の目標に徳目が入れている場合は特に教材をその徳目を教え込むための手段にしないこと，第6学年の目標に「国を愛する心情」が入れている社会などは，偏狭な愛国心の教え込みにならないように注意することが重要である。

もう一つ重要なことは，教科学習を，授業や試験など，学校の世界の中だけに閉じ込められた学習にせず，子どもたちの生き方につながる学びにしていけることである。教科学習を文字通り「生きる力」につなげていくことが，教科における道徳教育の課題であろう。

註

- 1) 日本会議事務局作成「16項目の改善点」
 1. 児童生徒が必ず身につけるべき達成目標としての性格をもたせること。
 2. 愛国心育成を全ての教育活動の目標とすること。
 3. 国旗・国歌の由来や意味を教え，国旗国歌への理解と愛情の念を育むこと。（この項目のなかで，「心から国歌を斉唱できるようになることを目標とすべきである。」としている）
 4. 神話や建国神話については社会科と国語科双方で教えること。
 5. 天皇に対する理解と敬愛の念を社会科や国語科において育むこと。
 6. 我が国の領土の範囲や，領土問題での我が国の立場を理解させること。
 7. 国防の意義や自衛隊が我が国と世界の安全に果たす役割について教えること。
 8. 日本人の自然観・宗教観の土台にある神道について

でも教えること。

9. 近代以降の戦争における当時の我が国の立場や主張についても教えること。
 10. 全ての祝祭日の成立の由来や意義を教えること。
 11. 国語科の目標を我が国の歴史や文化、国語に対する愛情を育むことに置くこと。
 12. 家庭・家族の価値や意義を教え、家族解体思想が入り込む余地をなくすこと。
 13. 保健体育では男女の特性、規律ある生活習慣を重視する教育内容とすること。
 14. 我が国の戦没者への追悼の心を養い諸外国の戦没者を尊重する態度を養うこと。
 15. 社会・公民分野では個と公の調和を図り、国家共同体や公共を重視すること。
 16. 全学校段階における道徳の充実と指導項目を完全実施する手立てを講ずること。(この項目の中で、「必修教科書を用いることや、児童生徒の成長を評価する仕組みを整備する必要がある。」としている)
第14項目と関わって、2008年5月23日、政府は閣議決定で、国公立学校が主催して靖国神社を訪問することを禁じた1949年の文部事務次官通達について「通達は失効している。授業の一環として、歴史や文化を学ぶために靖国神社を訪問してよい」との答弁書を作成した(2008年5月24日付北日本新聞)ことも指摘しておく。
- 2) 王制から共和制に変わったイタリアは、国旗も国歌も変更されている。ドイツ国旗は、ナチス時代のハーケンクロイツ旗からワイマール共和国時代の三色旗に変更され、国歌は、ナチス時代の国歌の歌詞(ワイマール時代制定の1番)には、ナチスの覇権主義を思い起こさせる「世界に冠たるドイツ」という言葉や戦後ドイツ領でなくなった地名が含まれているという理由で、歌詞がワイマール時代制定の3番に変更されている。
 - 3) 逆に2003年度検定では掲載されていたが、今回削除された発展教材に「軍隊をもたない国、コスタリカ共和国」(光村6下)がある。「常設の軍隊をもたないことを憲法で定め」、周辺の国々の国際紛争を、「対話

を通して調停に努め、解決への道をつけていった」ことや、「平和な世界をつくり上げていくためには、未来を生きる子どもたちに平和の大切さを教えることが重要だと考え」「国家予算の20%以上を教育費にあててい」ることなどを教える教材が削除されたことは残念である。経緯は分からないが、改訂された義務教育諸学校教科用図書検定基準(③学習指導要領に示す目標、内容、内容の取り扱いに照らして不必要なものを取り上げていないこと。)によって削除されたのではないか。文科省が何を教えたくないかよく分かる。

- 4) 鈴木光治「アメリカにおける国旗敬礼拒否事件」(『教育』国土社、1988年11月号所収)を参照されたい。
- 5) 宇田川宏は、「現代における道徳の基礎は人権にある」「道徳を人権に基礎をおくものとし、道徳教育を人間的な願いを育て実現するものとして創造することは、わが国の道徳教育の重要な課題」としている(『道徳教育と道徳の授業』同時代社、1989年、40頁)。
- 6) 「広がる基本的人権」として、日照権、知る権利、子どもの権利条約などにふれているもの(旧大書6下)もある。
- 7) 金森俊朗『いのちの教科書』角川書店、2003年、146-158頁。
- 8) 丸木政臣、中野光、川合章編『子どもと創る生活科』民衆社、1990年、174頁。
- 9) 土佐いく子「生いたちの記」(青木一、碓井岑夫、大麻南編『道徳教育実践の探究』あゆみ出版、1990年所収)。
- 10) この部分の改訂は2月の文科省公表案にすでに含まれており、それ以後の政治的圧力で修正されたものではないが、日本会議事務局作成の「16項目の改善点」の「12. 家庭・家族の価値や意義を教え、家族解体思想が入り込む余地をなくすこと」に見られる近年の右派勢力の要求に配慮した修正といえる。
- 11) これ以降、文部省(文科省)は、「結果として」という見地を放棄している。

(2011年8月29日受付)

(2011年10月25日受理)